

地域密着型通所介護 重要事項説明書

(令和 7 年 12 月 1 日 現在)

1、地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名称 法人種別	株式会社 Tsubaki	・営利法人
代表者名	代表取締役 椿 みどり	
所在地 連絡先	(住所) 綾瀬市落合北 4-12-57 (電話) 0467-84-9933 (FAX) 0467-84-9943	

2、施設の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービス 菜の花
	介護保険事業所番号（綾瀬市 1494400136 号） 令和元年 5 月 1 日 指定
所在地	神奈川県綾瀬市落合北 4-12-57
サービス提供地域	綾瀬市 海老名市

（2）職員体制

- 管理者 1 名（常勤兼務 1 名）
生活相談員 7 名（常勤兼務 4 名 非常勤兼務 3 名）
（営業日ごとにサービス提供時間を通して専従で 1 名）
介護職員 5 名（常勤専従 1 名 常勤兼務 1 名 非常勤専従 2 名 非常勤兼務 1 名）
機能訓練指導員 2 名（常勤兼務 1 名 非常勤兼務 1 名）

（3）設備概要

定員	10 名	静養室	1 床
食堂及び機能訓練室	2 室 30.32 m ²	相談室	1 室
トイレ	2 か所（自立トイレ、介助用トイレ各 1）	送迎車	3 台

(4) 営業及びサービス提供時間

営業時間	全日 8時15分～17時30分
サービス提供時間	1 単位目：月曜日～土曜日 8時30分～16時30分 2 単位目：日曜日 9時30分～15時30分 個々の利用者のサービス提供時間は、この範囲以内で地域密着型通所介護計画書に基づき設定されます。
定休日	年末年始（12月30日～1月3日）

3、サービス内容

(1) 送迎

- ・利用者のご自宅と当事業所との間の送迎サービスを提供します
- ・利用者の状態並びに介護者の状況や住所地の状況等を考慮して、少しでも安全で安楽な方法によるサービスを提供します。
- ・利用者の利便性を損なわない範囲で、同一事業所つばきの湯利用者と共同送迎を行うことがあります。

(2) 日常生活基本介護

- ・利用者、個々の状態を把握し、身体機能、生活機能の維持向上を目的とした、自立支援に向けたサービスを提供します。

(食事)

食事の楽しさ、食べることの喜びを実感していただけるよう準備します。

(入浴)

個人浴槽にて、安全に入浴できるよう個別対応します。

(排泄)

利用者の状態に応じて、適切な排泄介助を行います。

(3) 趣味生きがい介護

- ・趣味、嗜好や性格等その他の諸条件に適した活動が選べるよう内容を考慮し、個々選択や意思が反映できるよう個別に働きかけ援助します。

(4) 機能訓練

- ・体力の機能低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を提供します。

(5) 健康チェック

- ・体温 血圧 脈拍 体重などの測定を行い、身体状況を観察把握し、健康面に細心の注意を払うと共に、利用者及び家族に適切なアドバイスをしていきます。

(6) 生活・介助相談

- ・利用者や家族からの相談に応じ、情報の提供も行います。

4、利用料（介護保険給付サービス）

（1）デイサービス利用料

1単位目（月曜日～土曜日）所要時間6時間以上7時間未満の場合

	1日当たり利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要介護1	678 単位 7,085 円	708 円	1,417 円	2,125 円
要介護2	801 単位 8,370 円	837 円	1,674 円	2,511 円
要介護3	925 単位 9,666 円	966 円	1,933 円	2,899 円
要介護4	1049 単位 10,962 円	1,096 円	2,192 円	3,288 円
要介護5	1172 単位 12,247 円	1,224 円	2,449 円	3,674 円

1単位目（月曜日～土曜日）

所要時間7時間以上8時間未満の場合

	1日当たり利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要介護1	753 単位 7,868 円	786 円	1,573 円	2,360 円
要介護2	890 単位 9,300 円	930 円	1,860 円	2,790 円
要介護3	1032 単位 10,784 円	1,078 円	2,156 円	3,235 円
要介護4	1172 単位 12,247 円	1,224 円	2,449 円	3,674 円
要介護5	1312 単位 13,710 円	1,370 円	2,742 円	4,113 円

1 単位目（月曜日～土曜日）

所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

	1 日当たり利用料	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
要介護 1	783 単位 8,182 円	818 円	1,636 円	2,454 円
要介護 2	952 単位 9,948 円	994 円	1,989 円	2,984 円
要介護 3	1072 単位 11,202 円	1,116 円	2,232 円	3,348 円
要介護 4	1220 単位 12,749 円	1,274 円	2,549 円	3,824 円
要介護 5	1365 単位 14,264 円	1,426 円	2,852 円	4,279 円

2 単位目（日曜日）

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

	1 日当たり利用料	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
要介護 1	678 単位 7,085 円	708 円	1,417 円	2,125 円
要介護 2	801 単位 8,370 円	837 円	1,674 円	2,511 円
要介護 3	925 単位 9,666 円	966 円	1,933 円	2,899 円
要介護 4	1049 単位 10,962 円	1,096 円	2,192 円	3,288 円
要介護 5	1172 単位 12,247 円	1,224 円	2,449 円	3,674 円

※ 負担割合証に準じた額となります。

※ 地域単価 10.45 神奈川県綾瀬市は地域区分 5 級地となります。

(2) 加算

- ・入浴加算II 55単位／回
介護保険適用時の自己負担
1割負担：58円 2割負担：116円 3割負担：173円
- ・新加算II 9%
- ・個別機能訓練加算I（イ） 56単位／回（月）～（金）ご利用時に限る
- ・送迎減算 -47単位／回 （ご家族等で送迎された場合）

(3) 介護保険給付対象外サービス

- ・昼食代 500円 おやつ代 100円
- ・施設のおむつを使用した場合 おむつ代 税別
(リハビリパンツ 100円・紙おむつ 100円・尿パット 100円・買取ショーツ 300円)
- ・ご希望の場合は、ご購入可能です。
(室内用シューズ、義歯ケース、口腔スponジ、義歯ブラシ、義歯洗浄剤等)
- ・趣味活動等にかかる費用、実費費用がかかる場合は事前にご相談いたします。

(4) キャンセル料について

ご利用日前日の17時30分までにご連絡いただいた場合は、キャンセル料は無料です。

ご利用日当日のキャンセルにつきましては、ご利用料の50%と昼食代500円を請求いたします。

ただし、ご利用者様の病状の急変等は、キャンセル料は請求いたしません。

- ・風邪や病気の際は、サービスの提供をお断りすることがございます。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合や、利用中に体調が悪くなった場合はサービスの内容の変更、または、サービスを中止することができます。
⇒その場合、家族に連絡した上で適切に対応します。
- ・サービスを中止した場合、同月内であれば振替利用できます。
⇒ただし、振替希望日の利用人数によっては、お受けできないこともありますのでご了承ください。

(5) 利用料等のお支払方法

- ・利用料等のお支払い方法については、口座振替・振込となります。

- ・振込手数料はご負担をお願い致します。
- ・月末締め、翌月 15 日前後に請求書を発送致します。

5、事業所の特色

(1) 事業の目的

- ・地域密着型通所介護サービスを提供しています。
- ・少人数制を活かして個人個人にあったケアを提供しています。

(2) 運営方針

- ・私たちは住み慣れた地域社会の中で、ご利用者様が自分らしく生活できるよう、在宅生活をサポート致します。
- ・ご利用者様を、尊敬尊重し、一人ひとりに合った、個別ケアを行います。
- ・職員全員で質の高いケアを目指し、取り組んでいきます。

(3) その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、通所介護計画書を作成します。また、サービス提供の目標達成状況等を評価し、その結果を書面（通所介護モニタリング表）に記載して、利用者に説明の上、交付します。
従業員研修	採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 事業所内研修 年 1 2 回

6、サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所、お客様相談窓口

当事業所 お客様相談窓口	担当者 椿 みどり 電話 0467-84-9933 ご利用時間 8 時 30 分～17 時 15 分 面接 当事業所相談室 意見箱 玄関に設置
--------------	---

(2) 行政機関その他苦情受付機関

綾瀬市役所 高齢介護課 相談窓口	綾瀬市早川 550 番地 電話 0467-70-5636 ご利用時間 8 時 30 分から 17 時
------------------	--

海老名市役所 保健福祉部 介護保険課 相談窓口	海老名市勝瀬175番地の1 電話 046-235-4952 ご利用時間 8時30分から17時15分
神奈川県国民健康保険団体連合会 相談窓口	横浜市西区楠木町27-1 〈苦情相談直通ダイヤル〉 045-329-3447 〈受付時間〉 8時30分~17時15分 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く) 〈神奈川県国民健康保険団体連合会 URL〉 https://www.kanagawa-kokuho.or.jp/kaigo/kujo.html

7、緊急時の対応方法

- ・サービス提供中に体調の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

8、事故発生時の対応方法

・事業者は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人、及び利用者の家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。発生した事故は記録に残し、内容によっては基準に基づき、指定権者、居宅介護支援事業所への報告を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し、速やかにその対応を行います。但し、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

- ・加入損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- ・加入損害保険名 超ビジネス保険（事業活動包括保険）

9、非常災害対策

・事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊 を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、地域消防署及び地域住民と協力し従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
消火訓練年2回以上 /通報年2回以上/避難訓練年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 隨時
- ※その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

10、衛生管理等

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水等について衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じなければならない。事業者は、事業所内において感染症の発生又は、そのまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する（オンライン会議等を活用してできるものとする）
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための、研修及び訓練を定期的に実施する（年2回以上）
- (4) 事業所において、新入社員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための、新人研修を実施する。（新入社員入社時1回）
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当の設置

11、高齢者虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護、地域密着型通所介護事業所としての虐待の早期発見、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果について、従業者に周知徹底する（オンライン会議等を活用してできるものとする）
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待防止するための定期的な研修(年に2回以上)
- (4) 事業所において、新入社員に対し、高齢者虐待防止のための、新人研修を実施する。（新入社員入社時1回）
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当の設置

12、業務継続計画の策定案（B C P計画）

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。（年2回以上）
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13、身体拘束について

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項但し書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

14、サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

15、秘密保持等の体制及び個人情報に関する基本方針

《秘密保持等の体制》

- (1) 事業者及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を漏らしません。

(2) 事業者は、従業員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

《個人情報に関する基本方針》

事業者は、保有する利用等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得る為に、以下のルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令、その他関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

(1) 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得に当たり、利用目的を明示したうえで、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用することとします。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 事業者が委託をする医療、介護関係事業所は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に関する契約を締結したうえで情報提供し、委託先への適切な監督をすることとします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 事業者は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行うこと。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または棄損の予防及び訂正のため事業所内において規則類を整備し安全対策に努めることとします。

(3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

事業者は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応することとします。

(4) 苦情対応

事業者は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応することとします。

«個人情報の利用目的»

事業者が利用者及び利用者の家族の個人情報を利用する目的は以下の通りとします。

- (1) 通所介護計画書作成にあたり、ケアカンファレンス、職員会議等の実施のため
- (2) 指定居宅介護支援事業者、医療関係、介護サービス事業者、福祉事業者等の連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため
- (3) 利用の有無、利用時の様子に関する利用者の家族への心身状況説明のため
- (4) 介護事故、緊急時等の対応及び報告のため
- (5) 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- (6) 損害賠償保険等に関する保険会社等への相談また届出等
- (7) 行政等外部監査機関、評価機関への情報提供
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

16、地域との連携

事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力をを行うなど地域との交流に努めるものとする。

17、暴力団排除について

- (1) 事業を運営する当該法人の役員及び指定地域密着型通所介護事業所の管理者その他の従業者は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）ではありません。
- (2) 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

18、第三者評価の実施状況

現在、実施しておりません。

以上、地域密着型通所介護サービスの提供開始にあたり、重要事項の説明いたしました。これを証明するため本書2通を作成し、各自署名押印の上、1通ずつ所持するものとします。

ご説明日 令和 7年 月 日

事業者	所在地	綾瀬市落合北 4-12-57
	名称	株式会社 Tsubaki
	代表者名	代表取締役 椿 みどり
	事業所名	デイサービス 菜の花
	管理者名	椿 みどり
	説明者名	椿 みどり

私は、重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住所
	氏名

代理人 (又は 家族代表)	住所
	氏名
(続柄:)	

重要事項説明書

(地域密着型通所介護)

デイサービス 菜の花